

再評価結果(令和7年度事業継続箇所)

担当課: 道路局 高速道路課
担当課長名: 松本 健

事業名	一般国道10号 隼人道路(隼人東～加治木) <small>はやとどうろ はやとひがし かじき</small>	事業区分	一般国道	事業主体	西日本高速道路㈱
起終点	自)鹿児島県霧島市隼人町住吉 至)鹿児島県始良市加治木町反土 <small>きりしましはやとちようすみよし あいらしかじきまちたんど</small>			延長	7.3km
事業概要					
一般国道10号隼人道路は、東九州自動車道と一体となって、九州縦貫自動車道等の高速ネットワークを形成し、九州地方の一体的な産業、経済、文化の交流発展に資する道路である。					
S60年度事業化 (日本道路公団施工区間)	S58年度都市計画決定 (H2年度変更)	S63年度用地着手	S63年度工事着手		
S63年度事業化 (建設省施工区間)	S54年度都市計画決定 (S58年度変更)	S53年度用地着手	S62年度工事着手		
全体事業費	549億円	事業進捗率 (令和6年3月末時点)	約74%	供用済延長	7.3km
計画交通量	約12,600～約13,000台/日				
費用対効果分析 <small>(参考)</small>	B/C (事業全体)	EIRR (事業全体)	総費用 (残事業)/(事業全体) 54/1,443 億円	総便益 (残事業)/(事業全体) 421/4,583億円	基準年
	3.2	11.4 %	事業費: 50/1,263億円	走行時間短縮便益: 416/3,870億円	令和6年
	3.3 [2%]		維持管理費: 3.7/180億円	走行経費減少便益: 4.3/617億円	
	3.4 [1%]		更新費: 0/0億円	交通事故減少便益: 0.75/96億円	
	(残事業)	(残事業)	感度分析		
7.8	41.5 %	(事業全体)	(残事業)		
10.8 [2%]		交通量	交通量	B/C=7.0～8.6(±10%)	
12.9 [1%]		事業費	事業費	B/C=7.1～8.6(±10%)	
		事業期間	事業期間	B/C=7.5 (+1年)	
事業の効果等			事業の効果等		
<ul style="list-style-type: none"> 円滑なモビリティの確保(鹿児島空港へのアクセス向上が見込まれる) 物流効率化の支援(鹿児島港へのアクセス向上が見込まれる) 安全で安心できるくらしの確保(三次医療施設へのアクセス向上が見込まれる) 他14項目に該当 					
関係する地方公共団体等の意見					
[鹿児島県の意見]					
「対応方針(原案)」(案)の事業継続については、異存ありません。					
隼人道路は、九州縦貫自動車道鹿児島線及び東九州自動車道と接続する高規格幹線道路であり、鹿児島県内の主要都市間の連携強化・一体化を促し、地域経済の発展、活性化に寄与する道路です。隼人道路の4車線化については、定時性・信頼性・安全性の向上が図られ、地域の活性化や安全・安心の確保に大きく寄与するものと期待しています。					
今後とも、事業が着実に実施され、早期完成が図られるようお願いいたします。					
事業評価監視委員会の意見					
「事業継続」とする対応方針(原案)については、了承。					
事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等					
<ul style="list-style-type: none"> 当該区間は、平成4年に暫定2車線として開通。 当該区間開通後、東九州道の順次延伸により、広域ネットワークを形成。 					
事業の進捗状況、残事業の内容等					
4車線の用地取得が完了し、暫定2車線にて供用中。残る2車線について本線工事を進める。					
事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等					
暫定2車線にて供用中であり、残る2車線について本線工事の進捗を図る。					

施設の構造や工法の変更等

・事業の進捗に合わせ、施工計画等の精度を上げていくとともに、現地の状況変化も確認しながら、コスト削減を図っていく。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の状況を勘案すれば、事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

事業概要図



※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価格に社会的割引率(4%)を用いて基準年の価値に換算し集計したもの。

※B/Cの値は、社会的割引率4%を用いて計算した場合の費用便益分析結果。また、比較のために参考とすべき値として1%及び2%を設定し、それに対応する費用便益分析結果を参考として併記している。(〔 〕内は社会的割引率の値)